

第1回伊勢市路上喫煙対策審議会議事録（令和元年第1回）

- ・日時：令和元年6月14日（金） 16時～
- ・場所：伊勢市役所東庁舎4階 4-2会議室
- ・出席者：委員（別紙のとおり）
事務局（藤本環境生活部長、出口環境生活部参事、森本環境課長、鳥堂健康福祉部長、浦田健康課長、樋口健康課長補佐、富岡観光振興課長、荒木都市計画課長、井村ごみゼロ推進係長、東條、鏡谷）
- ・審議結果等：
事項書に記載の報告及び審議事項に関する事務局からの説明に対し、以下のとおり質疑応答及び審議が行われた。

【事務局挨拶】

（事務局①）路上喫煙対策審議会委員を受けていただき、また、環境施策に対しご高配賜りお礼申し上げます。この審議会は、路上喫煙の対策について審議していただくため、3月議会で認められ設置したものであり、喫煙者のマナー向上はもとより、市内の美化、健康、安心安全等の観点から、意見をいただきました。来年はオリンピック、パラリンピックが、翌年には伊勢市を含め三重県を会場に国体が開催される。たくさんの方が伊勢市を訪れると思われ、伊勢市在住の方、訪れる方にとって優しく環境の良い街にするためご協力いただきたい。

【委嘱状の交付】

（事務局②）委嘱状の交付について、市長より交付させていただくのが本来であるが、会期中のため席に配布させていただいた。本日は第1回ということもあり、各委員より自己紹介いただきたい。

【自己紹介】

- 【委員1】現在、竹ヶ鼻町の自治会長、神社振興会長、神社まちづくりの会長をやっている。
- 【委員2】伊勢市商店街連合会長、外宮参道発展会会長をやっており、たくさんのお客も通るため、路上喫煙は以前からテーマとしており、先日、JTとファミリーマートに喫煙コーナーを設けた。この問題について、皆さんと意見を交わしたい。
- 【委員3】三重県南勢志摩地域活性化局の環境室から参加させていただいた。県の伊勢庁舎では7月1日から全面禁煙となり、2ヶ所あった喫煙所のうち1つを閉鎖するため現在工事中である。そのあたりも含め、意見交換したい。
- 【委員4】皇學館大学現代日本社会学部から参加させていただいた。大学でも喫煙問題があり、分煙を進める上で、喫煙者のマナー向上と吸う権利をどう守るか考えている。伊勢というおもてなしのまちでどのように進められるかは、参考になると思うのでいろいろな意見を聞きたい。
- 【委員5】伊勢商工会議所の環境委員会に所属しており、委員長をしている。

【会長の選任について】

（事務局②）会長の選任について、資料1伊勢市路上喫煙対策審議会規則第2条によると、会長は委員の互選によるとなっているため、各委員の意見を求めたい。

【委員5】事務局一任でお願いしたい。

（事務局②）事務局案として、委員構成の中で学識経験者ということで、皇學館大学の筒井教授にお願いしたいが、どうか？

（委員）異議なし。

（事務局②）異議なしのお言葉をいただいたので、会長を筒井委員とし、会長席へ移動いただきたい。資料1伊勢市路上喫煙対策審議会規則第2条第3項、会長に事故あるとき、又は会長がかけたときは、ということで、この場で会長より会長代行を指名いただきたい。

【委員4】扇本委員にお願いしたい。

（事務局②）会長挨拶をお願いしたい。

【委員4】先ほどの部長挨拶でもあったように、来年以降のおもてなしの体制もあり、任が重く私自身が非喫煙者であるため、気づかない点など補っていただきながら、意見をまとめて諮問を受け、答申を返し、市として条例化できるように協力をお願いしたい。

【審議】

(事務局②)これから先は筒井会長に議長をお願いしたい。

【委員 4】事項書3の(1)①これまでの経過の確認について事務局から説明願いたい。

(事務局②)これまでの経過であるが、分煙環境の整備について平成27年10月に津・伊勢たばこ販売協同組合、市議会紹介議員連盟より「喫煙場所を適切に設置し、よりよい分煙環境を整備する請願」が出され、市議会で採択された。これに基づき、宇治山田駅前、宇治浦田駐車場にJTの協力を得て喫煙所が設けられたという経緯がある。(2)路上喫煙禁煙区域の指定については、平成29年3月に伊勢地区医師会から「禁煙エリアの設置に関する条例のお願い」という要望が出された。これに対し庁内でワーキンググループを設置、検討し、伊勢市環境審議会において、資料3路上喫煙対策についての答申を得た。

資料5について、今後、審議いただく改正前、現状の条例であり、いわゆる「ポイ捨て条例」である。この条例について改正していきたいと考える。

資料6は県内の他都市の条例を抜粋したものであり、県内では、松阪市、四日市市、桑名市が路上喫煙禁止区域を設置し条例を設けている。松阪市が最も早く条例化し、駅前、松阪城公園、屋敷の路上を指定し、過料を取らず条例を設けている。四日市市についても駅前周辺、諏訪栄町などの歓楽街に路上喫煙禁止区域を設け、過料を取るとしている。桑名市は平成31年4月から議員の発案受け施行されたもので、駅前を路上喫煙禁止エリアとしている。

資料7は、庁内のワーキンググループにおいて禁止区域をどこにするか検討する上で、観光客が多い所の喫煙率の実態調査を試みた資料であり、平成30年1月中の初参りで観光客の多いときに調査した結果である。裏面には外宮周辺であると、1月20日(土)駅前広場で午前9時から10時までの1時間、通行人1,011人中歩きタバコする人は0人で、内宮長官松付近で平成30年1月27日(土)午前10時からと午後1時から各1時間ずつ調査した結果、947人中1名、1,424人中2名であった。状況として大変込み合っているため、歩きタバコをする人はほぼいないのではないかとと思われる。資料7下段については、喫煙所の利用者数で、宇治の駐車場から地下道へ上がる前辺りの喫煙所で平成30年1月27日(土)午前10時から1時間で35人、午後1時からの1時間で42人が利用した。この数字は筋向いのファミリーマート喫煙所も含めてである。内宮前については、1月27日(土)177人、206人という数字が出ており、喫煙所を使用されているという印象があった。

資料8には、既存の伊勢市駅前から外宮までの外宮参道の喫煙所の場所であり、一番新しいものは、平成31年4月1日からファミリーマートに設置した喫煙所である。内宮前についても5ヶ所設置している。

資料9であるが、現在は伊勢市付属機関条例に基づいてこの審議会が設置されているが、所掌事務に記載のとおり審議いただきたい。

最後に資料10であるが、当審議会において諮問いただく内容についてである。

諮問書を会長へ提出させていただきたい。

以上、これまでの経過の説明である。

【委員 4】具体的に議論する前に資料2から9までについて質問はないか？

【委員 4】資料7について、路上喫煙率が低くマナーが良いと思われるが、内宮前の喫煙所利用者数はかなり

多く、込み合っているのではないかと？

(事務局②) 東屋風の喫煙所で、時間帯によってはかなり込み合っているという印象があったが、喫煙所のマナーは良く、喫煙所の外で吸う人は見られなかった。

【委員 3】 駅前エリアを禁煙エリアとした場合、喫煙場所を廃止するということなのか？

(事務局③) 廃止すると喫煙者がどこで吸うかという問題が出てくるため、喫煙所は廃止しない。

【委員 5】 実態調査ではマナーが良いが、東京など大都市へ行くと至る所、道に吸殻が落ちている。この差は何と考えるか？

(事務局①) 感覚的に、伊勢市に来られる方は明るい時間帯が多く、東京などの大都市は店舗も夜遅くまで開いている。調査した外宮参道や内宮の店舗は夕方5～6時に閉まる。人の歩き方、時間や流れも要因のひとつではないかと。ただ、委員ご指摘のとおり、マナーは向上していると思われる。

【委員 5】 四日市や桑名、松阪と比較してはいけないと思う。都会へ行くとマナーが悪くなる。都会と伊勢市のやり方は変えてやらなければならないのではないかと？

山本委員はどのように考えるか？

【委員 2】 掃除を自主的にやっていることもあり、夜間の通行量も少ないということもあるが、隠れて吸う人が結構いる。一番多いのがどぶに捨てる人で、植栽に捨てる人もいる。条例を作り、区域を指定することは良いが、桑名市はしっかりと起点なども決めている。伊勢市がそこまでやるのか？内容については問題はないが、禁止区域をどこにするのが大切である。ある程度事務局が案を出してくれると思うが、子連れで路上喫煙する人はほとんど見かけない。しかし、先日、記帳の列が喫煙所まで並び、煙が流れてくることに苦情があった。内宮の喫煙所は仕切りだけなので、今後、設置するのであれば、その辺りも考えなければならない。

【委員 4】 どのような形を求めるかについては、次の議題で確認させていただく。基本的には諮問事項について意見をいただき集約したい。

【委員 2】 道路でない敷地内の軒下など屋外で吸う人が結構いる。そこは条例化されにくいのではないかと。

【委員 4】 この調査では、ポイ捨ての数などは調べたのか？

(事務局②) 歩きタバコと喫煙所の利用者だけの調査である。

【委員 4】 実態調査では、裏通りも必要であるかと考える。

【委員 5】 外国人についてはどうか？

(事務局②) 欧米人については見た目では判別がつくが、中国人をはじめとするアジア人についても見た感じでは、調査時においてであるが、喫煙している人は見られなかった。

【委員 4】 資料2から10までについて、質問が無ければ、次の議題に移りたい。

今後の進め方について事務局から説明願いたい。

(事務局②) 資料2裏面のスケジュールのとおり、現在、審議会が設置され、各委員を委嘱し審議会を開催しており、本日を含め2回ないし3回ほどの審議会を経て、事務局案としては12月議会において条例改正を行いたいと考える。これを逆算すると、条例改正によるパブリックコメントを9月からの1ヶ月ほど必要と思われ、お盆前までには審議会のご提案を頂き、パブリックコメント後にも審議いただき、案を固めていきたい。

続いて、資料3「伊勢市環境審議会の路上喫煙対策（答申）」を朗読させていただく。（※資料3参照）

具体的な禁止区域については、別の機関で審議することとなったため、資料4の審議会概要一番下に

ある、路上喫煙禁止区域をどこにするのかということと、伊勢市を美しくする条例の改正案について、禁止事項や罰則をどうするのかも含め、方向性を示していただきたい。

【委員 4】スケジュールからいくと、次の審議会で具体的な意見をいただき、まとめる形となると思うので、事務局案をだしていただくという方法もあるのではないかと思います。今回は確認のみであるが、現時点での意見をいただければ第2回で扱いたい。論点の整理についての意見でも良いし、率直な意見でも良いので、意見をいただきたい。

【委員 5】答申の禁止区域は、ある程度は想定されているのか？それとも一から決めていかなければならないのか？

(事務局③)意見をいただいて次回、示したい。

【委員 5】勝手に言ってもいいのか？

(事務局③)一定の条件はあると思う。意見をいただきたい。

【委員 5】想定されているのは、内宮前や外宮前、二見、駅前などではないのか？

(事務局③)オーソドックスに考えればそうなる。

【委員 2】参考に松阪市など他市はどのような地域を指定しているのか？

(事務局②)松阪市については駅前、松阪城公園、五城番屋敷、旧参宮街道などである。四日市市については駅前と諏訪町の歓楽街、桑名市については駅前周辺である。県外他都市では、路上喫煙禁止区域を指定した後も拡大縮小を含めた改正を行っているおり、まずは人が多いところを対象に決めている現状がある。松阪市は平成26年の条例施行であるので、どの期間で見直すかも考えていく必要がある。

【委員 2】区域については理解したが、禁止行為についてはどうか？

(事務局②)禁止行為については、まずは過料をとるのかどうかであるが、松阪市は過料を取らない、四日市市と桑名市は過料を取るという条例になっている。全国的に見ても過料については半々といったところである。名古屋市は最初過料無しであったが、効果が無いということで過料ありに変更したという経緯がある。

【委員 2】加熱式タバコと普通のタバコの違いはつけてないのか？

(事務局②)加熱式タバコの健康被害について明確になっていない、或いは普通のタバコに比べて煙の広がりを見て判断されているなどの情報もあるが、そこまで踏み込んで検討している自治体と検討し始めている自治体も見られるため、そこも含めて考えていきたい。

【委員 2】松阪市などは分けていないのか？

(事務局②)分けていない。

【委員 4】加熱式タバコは吸殻が出るのか？

(事務局①)カートリッジとカプセルの2種類あり、主流のカートリッジの方は吸殻が出る。火をつけないので火傷しないので、人に当たって火傷させる心配は無い。

【委員 4】伏流煙はどうか？

(事務局①)加熱式にせよ普通のたばこにせよ煙が外に出れば伏流煙は出る。ニコチンは含まれているので変わりがないのではないかと考える。

【委員 4】外には煙が出て、周りの人も吸うということでは同じということと理解した。

【委員 5】友人が加熱式タバコはほとんど伏流煙が出ず健康被害がないが、吸わない人から見れば両方一緒なので吸いにくいと言っていた。

【委員 6】臭いは加熱式でもしてくる。

【委員 5】海外では公共の場所ではほとんどタバコを吸えないが、日本はタバコ天国でどこでも吸える。今後外国人観光客を増やすにあたり、どこの都市も中途半端ではないか？四日市市や桑名市は観光地でないが、伊勢市は世界から観光客が来るので、もう少し踏み込んでいいのではないか？その辺りが世界とはだいぶ違うのではないかと感じる。

(事務局①)外国ではタバコの発がん性など健康被害に敏感であり、日本との差は大きい。ただ、タバコに対する文化的背景も大きいと考える。

【委員 5】文化的背景があるのか？今の若い世代はほとんどタバコを吸わない。

(事務局①)国では、禁止しながらもタバコを売って課税している。良いと言っている訳ではないが、そのような文化的背景もある。

【委員 5】法律を作って禁止することに対して反対ではないが、10年、15年前の海外と比べ日本はずいぶん遅れていると感じる。タバコを吸う文化も終わってきているのではないか？観光都市、伊勢市としてもっと進めてもいいのではないか？

【委員 6】全国に先駆けて伊勢市が罰則を設け、過料を取るなど先頭きっていいのか？逆に、いくのもひとつの注目を集める手段として観光客を呼ぶことにつながるのではないか？

(事務局①)ニュースとしてそれはあると思う。

【委員 5】東京が来年の4月から従業員のいる飲食店での喫煙が禁止となる。これは相当な話題となった。

【委員 6】できれば伊勢市もそのようにしたい。

(事務局①)四日市市、桑名市は伊勢市の環境とは違い、駅前や繁華街を対象としているので、このような意見をいただきたい。

(事務局②)補足として、全国的に路上喫煙禁止としている自治体は多く、伊勢市は後発である。東京都千代田区は10年ほど前に始まり、京都市、仙台、鎌倉といった観光地でも規制している。伊勢市で条例化されれば県内では4番目となる。

【委員 6】発信、周知の仕方について、先進的にメディアを通じて全国に伝えていくことが必要である。

【委員 2】外宮参道としては禁煙区域に指定していただきたい。ファミリーマートの喫煙所は通りに面していないため、どこまで表示するのか？あまり格好の良いものではないという思いがあるが、表示しないと隠れて吸われたりする。おはらいまち周辺ではそのようなことは無いと思うので、その辺りどうしたら良いか意見をいただきたい。

(事務局③)外宮参道には伊勢市駅前2箇所と宇治橋入り口のところに喫煙場所を設置している。

【委員 2】神宮の中に喫煙場所がある。

【委員 4】何を指すかによって変わってくる。先駆けていくなら抜本的な方法が必要なため、他市は参考にならないので、理念上で進め意見をまとめて行かなければならず、松阪市や他市のようにするなら、先ず具体的なエリアを決めていくという2通りの決め方がある。今の意見を聞くと、伊勢市が先駆けてやるという意見があるが。

【委員 2】路上喫煙禁止エリアについては伊勢市は後発であり、店舗など禁煙となれば先進的であるが、それについては反対も多いと思う。路上についてということであれば、他市に並ぶところまでいくことを考えれば良いのではないか。観光地という顔があるため、土地勘の無い観光客に喫煙所の場所を分かりやすく美観を損なわず周知する案内などが課題になるのではないか？

【委員 6】可能であれば、対象地域に基本は路上であるが公園、広場、海水浴場も検討されたいとあり、道路以外にも考えたい。

【委員 5】可能性のある場所としては、外宮参道、内宮おはらいまち、河崎、二見、駅前など都市計画の重点地区は必須だと思う。その辺りから始めるのが現実的かなと思う。

(事務局③)環境審議会でも一部か全体かという話になったが、先ずはどこからか始めていくということで、観光客が降りたときに駅前は必要かなと思う。松阪市はお城周辺や伊勢街道など景観地区をしているので、その方向で考えたい。

【委員 5】最終的に旧伊勢市全体は路上喫煙禁止地域にしていくと思われるが、そこは次の段階として、先ずは外宮参道、おはらいまちなど誰にも納得してもらえる地域とその他、五十鈴川公園、二見海水浴場、宮川堤防など観光客が訪れる地域から始めればいいのか。

(事務局③)環境審議会でも観光客への受動喫煙への配慮が必要であるとの答申があった。

【委員 5】それでいいと思うが、二見などどこからどこまでという線引きが難しい。外宮参道、おはらいまちはわかりやすいが河崎も難しいと思う。河崎は新しい店もでき面白い場所であるが、歩きタバコしやすそうに思われるので、路上喫煙の規制をかければいいのかと思う。

(事務局③)明確にできるところから始めたい。どこからどこまで決めるところが難しいと思う。

【委員 5】二見も駅から長いので難しい。まちなか景観条例で重点地区となった地域ではいけないのか？

(事務局③)吸える場所との兼ね合いもある。喫煙場所があつての路上喫煙禁止地域であるのでその辺りの意見もいただきたい。

【委員 4】吸える場所は、資料以外に二見などにもあるのか？

(事務局②)河崎、二見には喫煙所の整備はされていない。

【委員 4】条例改正する際に、区域の地図も出すことになるのか？

(事務局②)地図で示す予定である。

【委員 4】地図資料が無いと意見も出にくいので、次回、原案を作って地図資料の提供をお願いしたい。それを見ながら委員で話し合いたい。区域を指定する際、例えば河崎なら行政区分で行うのか、それとも道路的管理になるのか？

(事務局②)他都市の事例で言うと路線である。路線の起点終点や街区で区切ったり、駅前なら駅前から繁華街の入り口、交差点までなどである。

【委員 4】次回、資料を基に区域を検討したい。

【委員 2】禁煙地区を指定するには、吸える場所を作ることが条件となると、地元の人の意見もあるので、現在できている外宮、内宮周辺から始め拡大していけば、河崎地区も指定したいという地元からの声上がるかもしれない。

(事務局③)拡大することも、縮小することも可能である。審議会で見聞をいただきたい。

【委員 4】段階的に設定していくということか？

(事務局③)それもひとつの方法である。

【委員 4】段階的に喫煙所のある無難な地域を出して、次回それを見ながらこれでいいか判断していく。条文化する項目についてはいかがか？禁止行為と指導方法の2点があるが、3市の比較表が欲しい。

(事務局②)次回、他都市の比較表を準備する。

【委員 4】諮問の項目に即して、資料提供をお願いしたが、他に論点などあれば発言いただきたい。

【委員 5】他の観光地の状況を知りたい。例えば白川郷など。

(事務局①)その辺りも参考資料として準備したい。

【委員 5】伊勢市がどの外国人を狙っているのか？伊勢神宮は中国系の人には余り人気がないと聞く。それによっても対策が変わってくると思う。

【委員 1】市長がアメリカを訪問し観光 PR も行ったので、アメリカではないか？

(事務局①)どの国ということではなく、多くの国の方に来ていただきたいが、欧米には力を入れている。

【委員 2】伊勢市を美しくする条例の第 7 条に何人も、道路など公共の場所に容器等又は吸い殻を投棄してはならない。第 15 条に第 7 条の規定に違反した者は、3 万円以下の罰金に処すると書いてある。イメージとしては路上喫煙の禁止に関する条例が分けられておらず、ごみも吸い殻も一緒にされていると感じる。これを分けるようなものと考えたらいいのか？

(事務局③)この条例に条項を入れ込むということである。資料 6 裏面の松阪市条例の第 6、7 条でのイメージである。

【委員 5】過料については伊勢市の条例にすでにあるのか？

(事務局③)ポイ捨ての部分での過料はあるが、路上喫煙の部分では該当しない。

(事務局①)新たに条項を追加すれば過料を取ることができる。

【委員 6】実際、違反者から罰金を取れるのか？

(事務局①)担保（法律に反するという意）としては取れるが、実際に取っているかという点難しい。

(事務局③)全国的に見ると、伊勢市の美しくする条例では罰金であるが、名古屋市や四日市市は過料であり、その場で見つけてその場で徴集するというやり方である。そこまでやると人員も必要になる。名古屋市は最初、過料無しで施行したが効果が現れなかったため、警察 OB を雇いパトロールしながら過料を取ることとなったが、不特定多数に指示するため身の安全も確保しなければならないので、なかなか難しいと思われる。

(事務局②)参考に、松阪市は過料は無いが、職員が週 1 回程度、スピーカー付の公用車で禁止区域を回っている。四日市市については、繁華街を対象にしているので、シルバー人材センターなどに委託してパトロールしているが、過料は取れる形になっているが、両市とも取り締まり目的ではなくマナー、モラルの向上を意識付けるために条例を施行しているのが現状である。

【委員 6】伊勢市としてはマナーアップ向上を目指しているのか？

(事務局②)名古屋市のように効果が無ければ考えることもあるが、路上喫煙の実態調査の結果からも、取り締まることで観光地としてのイメージを悪くする恐れもあるので、吸う人も吸わない人も訪れる人におもてなしができるよう、マナーアップ、モラル向上を目指して施行できたらと考えている。

【委員 2】それがいいと思う。ポイ捨て自体はあり、立ち止まって吸って、捨てない人は意外とマナーが良いのではないか？そのような人に対して過料を課すより啓発をした方がいいのではないか？

【委員 5】空き缶に吸い殻を入れると、洗っても出せない。何とかならないものか？ポケット灰皿のようなものを、JT さんをお願いし作れないか？空き缶のリサイクルにもつながる。

(事務局③)啓発の一環として考えることもできると思う。

【委員 2】アウトドアショップでも携帯灰皿は最近まったく売れない。吸わない人が増えてきている。

【委員 4】条例改正後にどのように啓発活動を進めていくかも必要なことであるが、啓発を積極的に行うために条例の文言に入れておくべきことはあるか？

(事務局②) 指導方法などの条文化はあると思うが、具体的には特に無い。

【委員 4】 指導方法の条文化というのは？

(事務局②) 可能性としてはあり得る。

【委員 4】 松阪市、四日市市、桑名市の条項はあるのか？

(事務局②) 県外の他都市ではあるが、松阪市には無い。

(事務局③) 松阪市は条例条文化されていない。四日市市、桑名市については資料6の各第8条のとおり条文化されている。それぞれ、路上喫煙した者に対し、止めるよう指導することができるとしている。

【委員 4】 方法は条文化する必要は無いが、指導項目さえ入れておけばいいということか？

(事務局③) そういうことになる。

【委員 4】 第2回審議会で事務局から資料を提示された上で、改めて審議することで良いか？次回に各委員からの意見に即した資料を提示いただきたい。どこの観光地を選ぶかは任せたい。

(事務局②) 次回の資料については、会長と相談しながら作っていきたい。次回の日程は7月上旬頃を予定している。